

国民スポーツ大会「ふるさと選手制度」の手続き等について(必読)

1. 「ふるさと選手制度」の手続きについて

1) 高知県内の小学校、中学校及び高等学校を卒業した県外在住者のなかで、大学生及び社会人が高知県代表として国民スポーツ大会に参加するには、「ふるさと選手制度」の手続き(登録又は申請)が事前に必要となる。

※卒業校の所在地の都道府県のみが対象。(卒業していない場合は対象外)

※水泳競技に参加する成年種別の学生は、ふるさと選手制度活用による参加となる。

2) 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年手続きが必要になる。

3) 一度登録した「ふるさと」(県)は、変更できない。

4) 県内選考会(予選会)等へのエントリー時より、登録又は申請が必要になる。

2. 手続きの書類について

①「ふるさと選手制度」を初めて活用する場合は、送付したふるさと登録届(様式 1-A)を県競技団体と高知県スポーツ協会に提出しなければならない。

②一度、様式1-Aにより登録した「ふるさと選手」が、連続して国民スポーツ大会に出場する場合は、ふるさと選手制度使用申請届(様式1-B)を県競技団体と高知県スポーツ協会に提出しなければならない。

※書類作成にあたっては、正確に記入・確認のうえ必ず押印して提出すること。

3. 提出期日について

県競技団体は、国民スポーツ大会県内選考会(予選会)等の開催までに高知県スポーツ協会にふるさと登録届(様式1-A)又はふるさと選手制度使用申請届(様式1-B)を提出しなければならない。

【フローチャート】

